（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第三条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（連合会の子会社の範囲等） **第八十八条**　（略） ２　法第百条の三第四項第二号の農林水産省令で定める業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。 一～二十　（略） 二十一　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務 二十二～二十八　（略） （理事会及び経営管理委員会の議事録） **第九十五条**　（略） ２　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一～四　（略） 五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ～ハ　（略） ニ　法第三十九条の七第四項 六・七　（略） ３・４　（略） （役員のために締結される保険契約） **第九十九条の二**　法第三十九条の八第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であって、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該組合に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの 二　役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの （組合の運営組織の状況に関する事項） **第百五十四条**　第百五十二条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　役員（直前の通常総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項 イ～ニ　（略）	（連合会の子会社の範囲等） **第八十八条**　（略） ２　法第百条の三第四項第二号の農林水産省令で定める業務（漁業協同組合又は水産加工業協同組合のために行うものを含む。）は、次に掲げる業務とする。 一～二十　（略） 二十一　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務 二十二～二十八　（略） （理事会及び経営管理委員会の議事録） **第九十五条**　（略） ２　理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。 一～四　（略） 五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要 イ～ハ　（略） （新設） 六・七　（略） ３・４　（略） （新設） （組合の運営組織の状況に関する事項） **第百五十四条**　第百五十二条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　役員（直前の通常総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項 イ～ニ　（略）